

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団  
寄附金取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（以下「財団」という。）が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 財団が受け入れる寄附金は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- (3) 募集特定寄附金 財団があらかじめ使途を特定するもので、募集目標額、募集期間、募集対象事業、募集理由、資金使途など必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）をもって募集する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 財団は、常時一般寄附金を募集することができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を財団の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(募集特定寄附金の募集)

第4条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 募集特定寄附金を募集するときは、寄附申込者へ募金目論見書を事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、財団ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者に対しては事後に交付することができる。

(受入制限)

第6条 寄附金が、次の各号のいずれかに該当する場合、若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を受け入れることができないものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に規定する者以外の個人又は団体が、その寄附により特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附金を受け入れることにより著しい経費の負担を伴う場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、財団の業務の遂行上支障があると認められる場合、及

び財団が受け入れるには社会通念上不適當と認められる場合

- 2 寄附金の受入れ後に前項の各号いずれかに該当することが判明した場合、当該寄附金を返還するものとし、これによりがたい場合は理事長が別に定める。

#### (寄附金の使途)

第7条 一般寄附金は、その50%以上を財団の公益目的事業に使用するものとし、残額については管理費に使用することができる。

- 2 前項については、寄附者にこの規定を示し、了解を得るものとする。
- 3 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。
- 4 募集特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従って、財団の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

#### (受入手続)

第8条 寄附者から財団に対し寄附の申込みがあったときは、別に定める書面（電磁的方法によるものも含む。）を徴するものとする。

- 2 理事長は、寄附の申込みを受理したときは、第6条に定める受入制限に該当しないことを確認し、寄附金の受入れの決定を行う。
- 3 前項により理事長が決定を行うに当たり、当該寄附金が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第90条第4項第1号の規定による重要な財産の譲受けに該当する場合は、理事会の決議を受けなければならない。
- 4 前項の重要な財産の譲受けとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいうものとする。

(1) 特定寄附金を受け入れる場合

(2) 一般寄附金及び募集特定寄附金のうち、1億円以上の金銭又は時価を有する金銭以外の財産権を受け入れる場合

- 5 寄附金の受入れを決定したときは、寄附者にその旨を通知するとともに、寄附金の受入れに必要な情報を提供するものとする。

#### (受領書等の送付)

第9条 寄附金を受け入れたときは、遅滞なく受領書及び礼状を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

#### (寄附金の保管)

第10条 金銭による寄附金は、理事長が指定する銀行等に預託するものとする。この場合において生じた利子は、寄附金の増加に充てないものとする。

(募金に係る結果の報告)

第11条 財団は、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、財団ホームページ上の公開に代えることができる。

2 財団は、募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、財団ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第12条 財団が特定寄附金及び募集特定寄附金を受け入れたときは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第36条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第13条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護に関する規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補則)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年8月22日から施行する。